

奈良県保健医療計画策定に係る調査・分析等業務仕様書

第1 業務の概要

本業務により委託する業務の概要は次のとおりとする。

奈良県が、医療法第30条の4に定める医療計画（以下「医療計画」という。）を策定する際に、同計画に記載するべき事項について検討を行うに当たり、参考となる事項の専門的見地からの提案を含む次に掲げる業務。

1. 次の2の医療計画提案書の作成に必要となる情報の収集
2. 5疾病5事業^{*1}及び在宅医療（以下「疾病・事業」という。）の医療体制の構築^{*2}について検討を行うに当たり参考となる事項を取りまとめた提案書（以下「医療計画提案書」という。）の作成等
3. 医療計画策定のために奈良県が開催する会議（以下「検討会議」という。）の支援
4. 医療計画を掲載した冊子の意匠の考案

^{*1} 5疾病5事業…がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病及び精神疾患の5疾病並びに救急医療、災害時における医療、へき地の医療、周産期医療及び小児医療の5事業

^{*2} 医療体制の構築…つきの①から③に至る過程のこと。

①疾病又は事業ごとに必要となる医療機能を明確化した上で、②地域の医療機関がどのような役割を担うのかを明らかにし、さらに③医療連携体制を推進していく。

第2 業務の内容

1. 情報の収集

受託者は、医療計画提案書を作成するに当たって、次のとおり情報を収集すること。

(1) 業務に着手する際に、医療計画策定に関連する法令及び国の通知等の内容を事前に熟読すること。

国が示す通知等としては次のものが考えられるが、この他にも参考とするべき通知等について情報の収集に努めること。

①「医療計画について」（厚生労働省医政局長通知 平成24年3月30日付け医政発0330第28号）

- ②「疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制について」（厚生労働省医政局長指導課長通知 平成24年3月30日付け医政発0330第9号）（以下「厚労省指針」という。）
- ③「医療提供体制の確保に関する基本方針」（平成19年厚生労働省告示）（以下「厚労省基本方針」という。）

（2）次の「2. 医療計画提案書の作成等」の「①現状の把握」に示すとおり、疾病・事業ごとに患者動向、医療資源及び医療連携等について現状の把握を行うため、厚労省指針別表に示す各指標について情報の収集を行うこと。

当該指標は、①公的統計等により全都道府県で入手可能な指標（以下「必須指標」という。）、②独自調査やデータの解析等により入手可能な指標（以下「推奨指標」という。）、③必須指標及び推奨指標以外の指標の3種類に分類されるが、本業務により評価の対象とする指標は必須指標及び推奨指標とする。なお、必須指標及び推奨指標以外の指標や厚労省指針別表に定められた指標以外の指標の評価を行い、成果に反映させても差し支えない。

厚労省指針別表に示される指標の値の出典については、別添の「医療計画の見直しに関する都道府県説明会資料（2）医療機能調査、現状把握の指標について」（以下、「厚労省説明会資料」という。）の44ページ以降に掲載されている表のとおりである。公開されているものについては受託者が入手することとし、厚生労働省より入手できるもについては奈良県が入手し受託者に提供することとする。

（3）受託者が医療計画提案書を作成するに当たり必要とする情報で、奈良県が保有しているものについては、奈良県が提供するものとする。

（4）受託者は、奈良県から入手した情報のうちすでに公開されているもの以外の情報については、本業務を達成すること以外の目的で使用してはならない。また、同情報が本業務の関係者以外に漏洩することのないよう管理を徹底すること。

2. 医療計画提案書の作成等

（1）受託者は、医療計画提案書に次の事項を記載することとする。

なお、医療計画提案書の内容を記述するに当たっては、文章は専門用語等の難解な用語の多用は避けて簡易な表現とし、やむを得ず難解な表現を用いる場合は、別途解説文を付け加えること。また、多色刷りとし、図表、イラスト及び写真等を用いるなど提案の趣旨が明確に把握できるよう工夫すること。

作業内容及び手順については、以下に述べること以外に別添の厚労省説明会資料も参考とすること。

①現状の把握

厚労省指針別表に示された指標を用いることにより、本県の医療体制の現状について疾

病・事業ごとに記載すること。

現状の把握を行う際には、次の点に留意すること。

○指標の値は、できる限り、一次医療圏単位ではなく二次医療圏単位で把握すること

○医療体制の経年的な比較、あるいは医療圏間の比較を行うこと

○医療体制に関する指標間相互の関連性にも着目すること

○病期・医療機能及びストラクチャー・プロセス・アウトカムの要素も加味すること

○把握した指標の値は、別添の厚労省説明会資料30ページに掲載されている表を参考として整理するほか、図表を用いて、本県や二次医療圏の状況が把握しやすいように示すこと

なお、本業務により評価の対象とする指標は必須指標及び推奨指標とするが、必須指標及び推奨指標以外の指標や厚労省指針別表に定められた指標以外の指標の評価を行い、成果に反映させても差し支えない。また、現状把握の方法として、指標を用いる方法以外の方法を併用しても構わない。

②圏域の設定

医療体制を構築すべき単位としての圏域の設定について、疾病・事業ごとに検討し記載すること。

検討は、厚労省指針の疾病・事業ごとの医療体制の構築に係る各指針の「第3 構築の具体的な手順」の「2 圏域の設定」又は「2 医療機能の明確化」に記載されている事項を踏まえて行うこと。

また、奈良県は、厚生労働省より入手した二次医療圏を超えた患者の受領動向を把握するための電子データを提供するので、受託者は分析を行いその結果を参考とすること。

③連携の検討

疾病・事業ごとの医療体制を構築するに当たって必要と考えられる医療機関等の関係機関や諸施設の連携体制について、疾病・事業ごとに検討し記載すること。

検討は、厚労省指針の疾病・事業ごとの医療体制の構築に係る各指針の「第3 構築の具体的な手順」の「3 連携の検討」に記載されている事項を踏まえて行うこと。

④課題の抽出

厚労省指針の疾病・事業ごとの医療体制の構築に係る各指針の「第2 医療機関との連携」に記載されている事項を踏まえ、この仕様書の「①現状の把握」で収集した情報や指標により把握した数値から明確となった現状について分析を行い、疾病・事業ごとの医療体制の課題を抽出し、記載すること。

その際、現状把握に用いたストラクチャー・プロセス・アウトカム指標の関連性も考慮し、病期・医療機能による分類もふまえ、可能な限り医療圏ごとに課題を抽出すること。

⑤数値目標の設定

疾病・事業ごとの良質かつ適切な医療を提供する体制について、事後に定量的な比較評価を行えるよう、前記「④課題の抽出」で明確にした課題に対して、地域の実情に応じた目標

項目やその数値目標、目標達成に要する期間を設定し、記載すること。

数値目標の設定に当たっては、各指標の全国データを等を参考にするとともに、厚労省基本方針第7に掲げる諸計画に定められる目標を勘案するものとする。

⑥施策の検討

「④課題の抽出」に対応するよう「⑤数値目標の設定」で設定した目標を達成するために行う具体的な施策・事業について検討し、記載すること。

なお、検討する際は、本県が地域医療再生計画等に基づきすでに行っている施策・事業の内容との関連性を考慮すること。

(2) 奈良県が作成した医療計画の案について、検討会議への諮問やパブリックコメント等を行った結果、その内容に修正の必要が生じた場合、受託者は奈良県の求めに応じて修正作業への支援を行うこととする。

3 検討会議の支援

受託者は、奈良県が検討会議を運営するに当たり、次の支援業務を行うこととする。

なお、検討会議は疾病・事業ごとにそれぞれ2回程度開催する予定である。

(1) 検討会議において、奈良県が医療計画提案書を参考として作成した医療計画の案について説明する際に必要となる資料を、奈良県の求めに応じて作成すること。

資料の内容は次のとおりとする。

○医療計画提案書の要約

○医療計画提案書の記載事項の根拠を示した資料(既存のものを含む)

○その他、奈良県が必要とする資料で受託者が提供可能なもの

資料は、多色刷りとし、簡便な文章、図表、イラスト及び写真等を用いるなど、会議の出席者が理解しやすいよう表現を工夫すること。

(2) 奈良県の求めに応じて検討会議に参加し、資料内容の説明及び検討事項への助言を行うこと。

(3) 検討会議の議事録を作成すること。

4. 医療計画を掲載した冊子の意匠の考案

受託者は、奈良県が医療計画冊子の意匠を検討する際に参考となるよう、奈良県が作成した医療計画の案の内容を構成する文章、図表、イラスト及び写真等の配置・色使い等の表現について、記述内容の趣旨が理解されやすいものとなるよう修正を加え、その結果を提案することとする。

また、奈良県が医療計画の要約を掲載した冊子の意匠を検討する際に参考となるよう、前記と同様の提案を行うこととする。

第3 その他

1 成果品の提出時の形態と部数

各成果品の提出時の形態と部数はそれぞれ次のとおりとする。

- (1) 医療計画提案書 紙媒体のもの：1部 電子媒体のもの：1部
 - (2) 検討会議に必要な資料 紙媒体のもの：1部 電子媒体のもの：1部
 - (3) 検討会議の議事録 紙媒体のもの：1部 電子媒体のもの：1部
 - (4) 医療計画冊子の意匠（本編及び概要版） 紙媒体のもの：1部 電子媒体のもの：1部
- ※電子媒体のものとは、奈良県が修正可能な状態のデータをCD-Rに保存したものを行う。

2 成果品の提出期限

成果品の提出期限はそれぞれ次のとおりとする。

- (1) 医療計画提案書 平成24年9月28日
- (2) 検討会議に必要な資料 資料を必要とする検討会議の開催日の3日前
- (3) 検討会議の議事録 各検討会議開催後3週間以内
- (4) 医療計画冊子の意匠（本編及び概要版） 平成25年2月28日

なお、成果品の作成のために受託者が必要とするデータ等で奈良県が提供するべきものの受託者への提供時期については、双方協議のうえ取り決めることとする。